

建築行政と統計

令和6年度版

いわき市都市建設部建築指導課

目 次

◇ 建築行政

建築指導課の業務	1
ゆとりの道路整備事業	2
道路位置指定	2
建築物防災週間	2
建築協定	2
建築審査会	2
人にやさしいまちづくり条例	3
都市の低炭素化の促進に関する法律	3
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	3
定期報告制度	4
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	4
垂直積雪量	5
日影による中高層の建築物の制限	5
風速	5
中間検査の特定工程	6
市街化調整区域の建築制限	7
地区計画の区域内における建築物の制限	8.9
特別用途地区内における建築物の制限	10
中高層建築物指導要綱	11
携帯電話基地局等指導要綱	11
建築基準法関係の手数料	12
主な許可等の申請手数料	13

◇ 建築統計

確認申請受付件数の推移	14
確認申請及び許可申請受付件数（年度別）	15
工種別用途別確認申請受付件数（年度別）	16
地区別用途別確認申請受付件数及び床面積（令和5年度）	17
事業等別手続き等件数一覧等	18
いわき市建築協定一覧表	19

◇ 参考

<参考>いわき市を業務区域としている指定確認検査機関	20
<参考>福島県指定構造計算適合性判定機関 （10,000 m ² 以下）	20
<参考>いわき市を業務区域としている 登録建築物エネルギー消費性能判定機関	21

◇建築行政

■ 建築指導課の業務

<指導係>

- 建築行政の指導に関すること
- 建築物の査察に関すること
- 建築に係る意見の聴取に関すること
- 建築基準法に基づく許可及び認可に関すること
- 建築基準法に基づく指定に関すること
- 既存建築物等の防災対策に関すること
- 建築審査会に関すること
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出等の受理、助言及び勧告等に関すること
- 建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定に基づく認定、措置命令等に関すること

<建築審査係>

- 建築基準法に基づく確認及び検査に関すること
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく特定建築物等に係る措置命令、指導、助言及び報告の徴収等に関すること
- 人にやさしいまちづくり条例に基づく指導、助言及び勧告に関すること
- 都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に基づく認定、措置命令等に関すること
- 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の規定に基づく認定、措置命令等に関すること

<開発審査係>

- 都市計画法に基づく開発行為に関すること
- 宅地等開発の指導に関すること
- 優良宅地造成の認定に関すること
- 開発審査会に関すること
- 宅地造成及び特定盛土等規制法に関すること

■ ゆとりの道路整備事業

ゆとりの道路整備事業は、安全で良好な市街地の形成と居住環境の改善を図ることを目的として、市街化区域内の市道に限り、建築基準法第 42 条第2項による後退用地を市が買い取り、又は寄付を受けることで、道路の拡幅整備を行うものです。

■ 道路位置指定

建築基準法では、都市計画区域内における建築物の敷地は、原則として道路に2m 以上接しなければならないとされています。(建築基準法第 43 条第1項)

宅地開発などにおいて、道路法や都市計画法等によらず、道路を築造する場合には、建築基準法第 42 条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を受けることができます。

■ 建築物防災週間

建築物防災週間は、広く建築物に関する防災知識の普及に努め、防災関係法令及び制度の周知徹底を図ることにより、建築物の防災対策の推進に寄与することを目的として、昭和 35 年から全国的に行われているものです。

毎年、春と秋に防災週間が設けられその期間に消防署と連携を図りながら、防災査察を行っています。

■ 建築協定

建築協定は、居住環境や商店街の利便性等を高めるため、その区域における建築物の敷地、位置、構造、用途、意匠、設備に関する基準について、きめ細かく設けることにより、地域の環境や個性に応じたまちづくりが行える制度です。

いわき市においては、昭和 56 年にいわき市建築協定条例を制定し、同年から建築協定を締結することができるようになりました。

■ 建築審査会

建築審査会は、建築基準法第 78 条第1項の規定により、建築主事を置く都道府県や市町村に設置されるもので、法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生又は行政に関し、すぐれた経験と知識を有し、公共の福祉に関し、公正な判断をすることができる方の中から、委員を任命することとされています。

いわき市においては、いわき市建築審査会条例に基づき、昭和 46 年4月1日から建築審査会を設置しており、7名の委員で構成されています。

建築審査会の職務としては、主に次の3点が挙げられます。

- ① 特定行政庁の許可等に対する同意
- ② 行政処分又はこれに係る不作為に対する不服申し立てについての審理、裁決等
- ③ 法令施行についての建議

■ 人にやさしいまちづくり条例

この条例は、人にやさしいまちづくりの基本的な考え方や、事業者などの役割を示すことにより、人にやさしいまちづくりに必要な施策の推進を図り、高齢者、障害者をはじめとする全ての人が安全で快適に暮らすことのできる社会をつくることを目的とし、平成7年3月に福島県により制定されたものです。

この条例の制定により、病院、ホテル、理美容院、薬局、飲食店等の不特定かつ多数の方が利用する施設で、一定の規模を超えるものについては、新築、増築又は改築等を行う場合、工事に着手する30日前までにその計画を知事に届け出なければなりません。

福島県では、この条例に適合した建物に「福島県やさしさマーク」を交付しており、令和5年度はいわき市内の施設への交付はありませんでした。

また、いわき市においても『いわき市福祉のまちづくり整備指針』を定めています。

■ 都市の低炭素化の促進に関する法律

「都市の低炭素化の促進に関する法律」は、低炭素建築物の普及の促進のための措置等により、都市の低炭素化の促進を図り、都市の健全な発展に寄与することを目的として、平成24年12月4日に施行されました。

この法律では、低炭素建築物の普及の促進のため、建築物のエネルギーの使用の効率性等の性能が建築物エネルギー消費性能基準等の基準に適合する低炭素建築物新築等計画を策定し、その計画を所管行政庁（いわき市）が認定することにより、建築物に関する容積率の特例を受けることができます。

■ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律

「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」は、建築物の省エネ性能の向上を図ることを目的として、平成28年4月1日に施行されました。

この法律では、省エネ基準への適合義務等の規制措置に加え、省エネルギー性能の優れた建築物に関する容積率の緩和や省エネ性能の表示制度などの誘導措置が講じられています。

■ 定期報告制度

定期報告制度は、建築物などの定期的な調査・検査の結果を特定行政庁(いわき市)に報告することを所有者・管理者に義務づけることにより、建築物の安全を確保することを目的としています。

■ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(略称:建設リサイクル法)

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」は、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図ることを目的としています。

特定建設資材を用いた建築物等の解体工事、特定建設資材を使用する新築工事等で一定規模以上の工事については、特定建設資材廃棄物を、基準に従って工事現場で分別し、再資源化等することが義務付けられています。

○ 特定建設資材とは

コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルトコンクリート

○ 対象となる建設工事

工 事 の 種 類	規模の基準
建築物の解体	80㎡以上
建築物の新築・増築	500㎡以上
建築物の修繕・模様替(リフォーム)	1億円以上
建築物以外の工事(土木工事等)	500万円以上

■ 垂直積雪量

建築基準法施行令第 86 条第3項の規定により、いわき市長が規則で定める垂直積雪量の数値は、次のとおりです。

区 域	垂 直 積 雪 量
いわき市遠野支所の所管区域	40 センチメートル
いわき市三和支所及びいわき市川前支所の所管区域	80 センチメートル
いわき市田人支所の所管区域	50 センチメートル
その他の区域	30 センチメートル

■ 日影による中高層の建築物の制限

建築基準法第 56 条の2第1項の規定により福島県知事が条例で定める日影による中高層の建築物の制限は、次のとおりです。

※太陽高度の算出に必要ないわき市の「緯度」は、北緯 36° 56′ とします。なお、磁北差の参考値は、6° 10′ とします。

地 域	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	敷地境界線からの水平距離が 5m を超え、10m 以内の範囲内における日影時間	敷地境界線からの水平距離が 10m を超える範囲内における日影時間
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域で容積率の値が 5/10 から 20/10 までの区域	軒の高さが 7m を超える建築物又は地階を除く階数が 3 以上の建築物	1.5 m	4 時 間	2.5 時 間
第一種中高層住居専用地域又は第二種中高層住居専用地域で容積率の値が 10/10 から 20/10 までの区域	高さが 10m を超える建築物	4 m	4 時 間	2.5 時 間
第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域で容積率の値が 20/10 の区域	高さが 10m を超える建築物	4 m	5 時 間	3 時 間

■ 風速

建築基準法施行令第 87 条第2項に規定するいわき市の風速 V_0 は 30m/s です。

なお、平成 12 年 5 月 31 日建設省告示第 1454 号に基づく地表面粗度区分について、いわき市では区域を指定していません。

■ 中間検査の特定工程

中間検査制度は、平成 10 年の建築基準法の改正により、建築物の安全性を確保することを目的に、施工中の検査が義務付けられたものです。

建築主は、中間検査を行う工程（特定工程）に係る工事終了後 4 日以内に中間検査の申請を行い、建築主事等の検査を受けなければなりません。また、中間検査終了後、建築主事等が交付する中間検査合格証を受けた後でなければ、特定工程後の工程に係る工事の施工はできないこととされています。

なお、いわき市では中間検査の実施について、次の内容により中間検査を行うこととしています。

1 中間検査を行う区域

いわき市全域

2 中間検査を行う期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 中間検査を行う建築物の構造、用途又は規模

- (1) 木造（一部木造を含む。）の建築物のうち、一戸建て住宅、長屋及び共同住宅で、建築する部分の延べ面積が 100 平方メートルを超え、かつ、地階を除く階数が 2 以上のもの。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 法第 18 条第 2 項の規定による通知に係る建築物

イ 市町村が建築主である建築物

ウ 国若しくは地方公共団体が工事監理を行っている建築物

エ 枠組壁工法、木質プレハブ工法若しくは丸太組構法による建築物

オ 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。）第 5 条第 1 項の規定による建設住宅性能評価書の交付を受ける建築物

- (2) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物のうち、法別表第 1（い）欄に掲げる用途に供する建築物で、建築する部分の延べ面積が 500 平方メートルを超え、かつ、地階を除く階数が 3 以上のもの。ただし、前項ア～ウに掲げるものを除く。

4 指定する特定工程（法第 7 条の 3 第 1 項第 1 号の政令で定める工程に該当するものを除く。）

- (1) 木造の建築物にあつては、屋根工事及び構造耐力上主要な軸組工事

- (2) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあつては、基礎に鉄筋を配置する工事、2 階の床版に鉄筋を配置する工事及び建築物の地上部分の階数を 2 で除した数値（その数値に 1 未満の端数が生じた場合は、これを切上げた数値）に 1 を加えた階の床版に鉄筋を配置する工事

- (3) 鉄骨造の建築物にあつては、基礎に鉄筋を配置する工事並びに柱及びはりの本接合ボルトの締め付け工事

5 指定する特定工程後の工程

- (1) 木造の建築物にあつては、壁の外装工事又は内装工事

- (2) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物にあつては、特定工程に係る部分の鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事、耐火被覆の工事及び仕上げ材の工事

6 経過措置

令和 6 年 4 月 1 日より前に法第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項の規定による確認の申請がされた建築物に係る特定工程については、建築基準法第 7 条の 3 第 1 項第 2 号及び同条第 6 項の規定に基づき、特定工程及び特定工程後の工程を指定する告示（令和 3 年いわき市告示第 277 号）に定めるところによる。

■ 市街化調整区域の建築制限

いわき都市計画区域のうち、用途地域の指定のない区域内における建築制限は、次のとおりです。

	いわき都市計画区域のうち 用途地域の指定のない区域 (右欄に掲げる区域を除く)	いわき市 石森,若葉台,洋向台,南台 のうち区域図に示す区域
法第 52 条第1項第8号 の規定に基づく数値 (容積率)	10 分の 20 (200%)	10 分の 8 (80%)
法第 53 条第1項第6号 の規定に基づく数値 (建蔽率)	10 分の 6 (60%)	10 分の 5 (50%)
法第 56 条第1項第1号 による法別表第3(に) 欄5の項に基づく数値 (道路斜線)	1.5 (勾配 1.5)	1.25 (勾配 1.25)
法第 56 条第1項第2号 二の規定に基づく数値 (隣地斜線)	1.25 (20m+勾配 1.25)	1.25 (20m+勾配 1.25)

○ 建築協定・その他の法令により定められている制限については、従来どおり適用されます。

■ 地区計画の区域内における建築物の制限

建築基準法第 68 条の 2 第 1 項の規定に基づき、「いわき市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」が平成 28 年 9 月 1 日から施行されました。

○建築物等に関する事項

地区計画	位置	事項※	内容※
1 平上荒川住宅団地 地区計画	平上荒川字後沢及び、 字五郎内の各一部、 内郷小島町服部沢の一部、 明治団地の一部	用途の制限	一戸建て住宅 (兼用住宅を含む)
2 平中山住宅団地 地区計画	平中山字柿ノ目の一部	容積率	10 分の 8 以下
3 四倉町上仁井田 住宅団地地区計画	四倉町上仁井田字岸前 の一部	建蔽率	10 分の 5 以下
4 平幕ノ内住宅団地 地区計画	平幕ノ内字水穴、字田中、 字西田、字大内、字高田 及び字我曾内の各一部	敷地面積の 最低限度	165㎡
5 渡辺町洞住宅団地 地区計画	渡辺町洞字関田及び字勝 キ田の各一部	壁面の 位置の制限	1m 以上
6 平泉崎住宅団地 地区計画	平泉崎字砂田及び 字下百目木の各一部	高さの 最高限度	・地盤面から 10m ・前面道路の幅員 × 1.25 ・前面道路の反対側の境界線又は 隣地境界線までの真北方向の 水平距離 × 1.25 + 5m
7 常磐上矢田町住宅 団地地区計画	常磐上矢田町湯草田 及び町田の各一部		
8 好間町上好間住宅 団地地区計画	好間町上好間字大堰、 字内ノ草、字岩穴及び 字今宿の各一部		

※1～8の地区計画の規制内容は共通です。

地区計画	位置	事項	内容
9 岩間町小原 地区計画	岩間町小原の一部	用途の制限	・一戸建て住宅(兼用住宅を含む) ・店舗、飲食店等のうち、その用途に供する部分の床面積の合計が 150 ㎡以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。) ・事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が 150 ㎡以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。) ・診療所、公民館、地区集会所 ・巡査派出所、公衆電話所等の公益上必要な建築物 ・倉庫業を営まない倉庫でその用途に供する部分の床面積の合計が 1,500 ㎡以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)

地区計画	位置	地区	事項	内容
10 いわきアカイテクノパーク地区計画	平赤井字畑子沢の一部		用途の制限	法別表第2(わ)項各号に掲げる建築物(物品販売業を営む店舗でその用途に供する部分の床面積の合計が1,000㎡未満のものを除く。)以外の建築物
11 いわき駅北口地区計画	いわき市平字白銀町、字田町、字柳町、字旧城跡、字番匠町の各一部の区域	A地区 B地区	用途の制限	・共同住宅(20戸以上に限る) ・店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が1万㎡以内のもの ・事務所 ・ホテル、旅館 ・病院、診療所 ・老人ホーム、保育所、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設 ・その他これらに類するもの ・ボーリング場、スケート場、水泳場 ・その他これらに類する運動施設 ・学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校 ・カラオケボックスその他これらに類するもの ・自動車車庫
			敷地面積の最低限度	1,000㎡
		C地区	用途の制限	・店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの ・事務所 ・老人ホーム、保育所、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設 ・その他これらに類するもの ・学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校

■ 特別用途地区内における建築物の制限

建築基準法第 49 条第 1 項の規定に基づき、「いわき市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例」が平成 28 年 9 月 1 日から施行されました。

1 立地規制の対象となる区域

いわき市内のすべての準工業地域

2 立地規制の対象となる建築物

劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場、ナイトクラブ若しくは建築基準法施行令第 130 条の 9 の 2 に規定する用途又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場若しくは同令第 130 条の 8 の 2 第 2 項に規定する用途に供する建築物で、その用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が 1 万平方メートルを超えるもの

■ 中高層建築物指導要綱

「いわき市中高層建築物に係る電波障害等の防止に関する指導要綱」は、中高層建築物の建築に伴って生じる電波障害等に関する紛争を未然に防止することを目的としており、平成16年10月1日には、近隣関係住民に対する建築計画の早期事前説明の実施、周知方法の徹底等を充実させるため、要綱の一部を改正しています。

1 対象建築物

①	階数(地階を除く。)が3以上の建築物(一戸建ての住宅(住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1以上であるもの又は50平方メートルを超えるものを除く。)を除く。)
②	高さが10メートルを超える建築物

2 要綱の概要

- (1) 建築主等は、中高層建築物を建築しようとするときは、近隣関係住民に計画の周知を図るため、計画概要を記載した標識を計画敷地の道路に面する部分に設置するものとする。
- (2) 標識の設置期間は、確認申請をしようとする日の少なくとも45日前の日から工事完了の日までの間とする。
- (3) 建築主等は、標識設置の日から4日以内に、標識設置届等の書類を市長に提出するものとする。
- (4) 建築主等は、標識設置後、速やかに近隣関係住民に建築計画、工事施工計画、電波障害対策等について説明するものとする。
- (5) 建築主等は、確認申請をしようとする日の15日前までに、近隣関係住民説明報告書等の書類を市長に提出するものとする。

■ 携帯電話基地局等指導要綱

携帯電話などの普及に伴う携帯電話基地局等の建設に関して、近隣住民による反対運動などの紛争が生じていたことから、平成16年6月に指導指針を制定し、「いわき市の景観を守り育て創造する条例」に基づく大規模行為の届出時に指導を行ってきましたが、通信エリアの拡大及び通信技術の発達に伴う携帯電話基地局等の増加に対し、指導の強化を図るため「いわき市携帯電話基地局等の建設に係る紛争防止に関する要綱」を定め、平成19年6月1日より施行しました。

1 対象となる携帯電話基地局等

いわき市の景観を守り育て創造する条例に基づく、大規模行為の届出が必要となる高さ13mを超える携帯電話等の基地局

2 要綱の概要

- (1) 事業者等は、携帯電話基地局等を建設しようとするときは、近隣関係住民に計画の周知を図るため、計画概要を記載した標識を敷地の見えやすい場所に設置するものとする。
- (2) 標識の設置期間は、大規模行為の届出をしようとする日の少なくとも30日前の日から工事完了の日までの間とする。
- (3) 事業者等は、標識設置の日から4日以内に、標識設置届等の書類を市長に提出するものとする。
- (4) 事業者等は、標識の設置後、速やかに基地局の規模及び工事の概要等について、高さの2倍の範囲に居住する近隣住民及び近隣住民が属する自治会等の代表者に説明を行うほか、周辺300mの範囲の周辺住民から説明を求められた場合、説明を行うものとする。
- (5) 事業者等は、大規模行為の届出又は高さが15mを超える場合に必要な建築確認の申請前に、近隣関係住民説明報告書を提出するものとする。

■ 建築基準法関係の手数料

◆ 確認、完了検査及び中間検査申請手数料

区 分		手 数 料 の 額			
		確認申請	完了検査申請		中間検査申請
建築物	床面積の合計		中間検査無し	中間検査有り	
	A ≤ 30㎡	8,000円	14,000円	12,000円	13,000円
	30㎡ < A ≤ 100㎡	15,000円	16,000円	15,000円	16,000円
	100㎡ < A ≤ 200㎡	23,000円	22,000円	20,000円	20,000円
	200㎡ < A ≤ 500㎡	29,000円	29,000円	28,000円	28,000円
	500㎡ < A ≤ 1,000㎡	51,000円	49,000円	46,000円	45,000円
	1,000㎡ < A ≤ 2,000㎡	71,000円	67,000円	63,000円	60,000円
	2,000㎡ < A ≤ 10,000㎡	212,000円	157,000円	151,000円	135,000円
	10,000㎡ < A ≤ 50,000㎡	333,000円	241,000円	235,000円	209,000円
	50,000㎡ < A	647,000円	488,000円	482,000円	427,000円
建築設備 (昇降機)		14,000円	18,000円	—	—
	計画変更	7,000円			
建築設備 (小荷物専用昇降機)		7,000円	11,000円	—	—
	計画変更	4,000円			
工作物		12,000円	13,000円	—	—
	計画変更	6,000円			

備考 上の表の建築物に係る床面積の合計は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ定める面積について算定します。

【確認申請手数料】

- ① 建築物を建築する場合(計画変更及び移転を除く。)は、その建築する部分の床面積
- ② 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合(移転を除く。)は、その計画の変更をする部分の床面積の2分の1(床面積の増加する部分は、その増加する部分の床面積)
- ③ 建築物を移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は用途変更する場合(計画変更を除く。)は、その移転、修繕、模様替又は用途変更をする部分の床面積の2分の1
- ④ 確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物を移転、大規模の修繕若しくは大規模の模様替又は用途変更する場合は、その計画の変更をする部分の床面積の2分の1

【完了検査申請手数料】

- ① 建築物を建築した場合(移転を除く。)は、その建築した部分の床面積
- ② 建築物を移転、又は大規模の修繕若しくは大規模の模様替をした場合は、その移転、修繕又は模様替した部分の床面積の2分の1

【中間検査申請手数料】

中間検査をする部分の床面積

◆ 主な許可等の申請手数料

区 分			手数料の額
検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請			120,000 円
道路位置指定申請			50,000 円
建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請			27,000 円
建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請			33,000 円
公衆便所等の道路内における建築許可申請			33,000 円
道路内における建築認定申請			27,000 円
公共用歩廊等の道路内における建築許可申請			160,000 円
用途地域における建築等許可申請			180,000 円
特殊建築物等の敷地の位置の許可申請			160,000 円
仮設建築物建築許可申請	存続する期間	2月以内	43,000 円
		2月を超え3月以内のもの	60,000 円
		3月を超えるもの	120,000 円
移転の認定申請			27,000 円

◇建築統計

■ 確認申請受付件数の推移

いわき市内の確認申請受付件数は、平成 20 年度から平成 23 年度まで概ね 1,500 件で推移してきました。

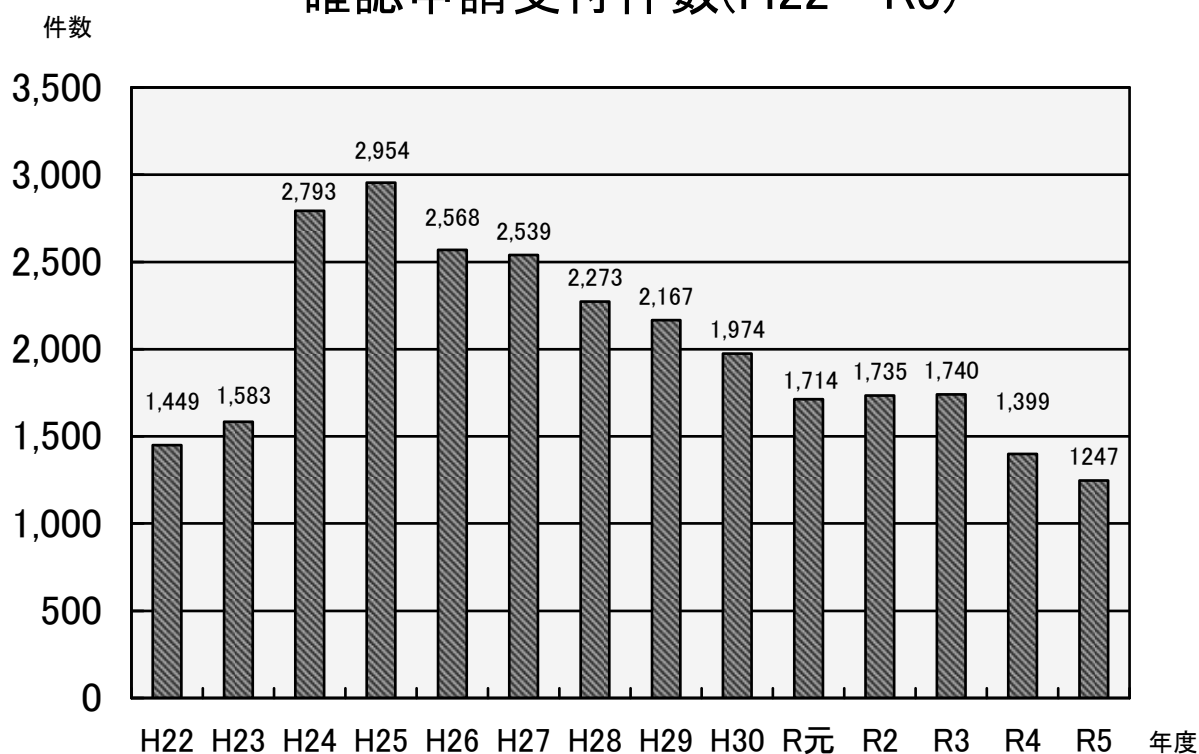
東日本大震災後は建築需要が増加し、平成 24 年度以降は震災前と比較し、大幅な増加がみられたものの、平成 25 年度をピークに全体的には減少しています。

令和 5 年度については、前年度と比較し 152 件、約 11 ポイントの減少となり、過去最低の受付件数まで落ち込みました。

主な要因としては、近年における建築資材価格や燃料費、人件費など工事費が高騰していることが大きく影響しているものと考えられます。

なお、令和 5 年度の市と民間の指定確認審査機関の確認申請受付件数の比率については、市が約 2%、指定確認審査機関が約 98%となっています。

確認申請受付件数(H22～R5)



■ 確認申請及び許可申請受付件数（年度別）

※民間機関受付件数については、市に報告された日に受付されたものとして集計しています。

年度 項目			S45	50	55	60	H元	5	10	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R元	R2	R3	R4	R5		
確 認 申 請 受 付 件 数	建築物	法6条 第1号 ～ 第3号	市 受 付	750	635	600	712	889	832	671	179	199	185	139	94	72	51	40	5	24	26	22	23	23	7	8	13	14	8	7	4	
			民間 受 付									267	309	305	293	258	209	198	225	317	516	616	475	464	398	277	308	222	205	172	160	113
			計	750	635	600	712	889	832	671	446	508	490	432	352	281	249	265	322	540	642	497	487	421	284	316	235	219	180	167	117	
		法6条 第4号	市 受 付	2702	4265	3035	2280	2397	2182	1645	327	241	206	236	204	247	150	105	22	51	66	53	60	43	30	25	28	55	38	26	21	
			民間 受 付									1017	1132	1127	1116	957	880	950	981	1167	2091	2161	1909	1878	1708	1756	1556	1360	1378	1469	1130	1048
			計	2702	4265	3035	2280	2397	2182	1645	1344	1373	1333	1352	1161	1127	1100	1086	1189	2142	2227	1962	1938	1751	1786	1581	1388	1433	1507	1156	1069	
	建築設備	計	市 受 付	3452	4900	3635	2992	3286	3014	2316	506	440	391	375	298	319	201	145	27	75	92	75	83	66	37	33	41	69	46	33	25	
			民間 受 付									1284	1441	1432	1409	1215	1089	1148	1206	1484	2607	2777	2384	2342	2106	2033	1864	1582	1583	1641	1290	1161
			計	3452	4900	3635	2992	3286	3014	2316	1790	1881	1823	1784	1513	1408	1349	1351	1511	2682	2869	2459	2425	2172	2070	1897	1623	1652	1687	1323	1186	
		建築物	市 受 付	15	18	31	31	52	37	27	19	20	29	17	32	15	7	5	3	4	1	5	10	3	2	2	3	6	1	0	0	
			民間 受 付									4	7	3	14	23	13	5	23	18	76	32	38	34	22	32	17	21	20	13	25	21
			計	15	18	31	31	52	37	27	23	27	32	31	55	28	12	28	21	80	33	43	44	25	34	19	24	26	14	25	21	
工 作 物	市 受 付	39	45	47	58	117	90	110	60	119	90	126	65	40	22	36	6	17	15	15	16	12	8	10	23	26	18	21	2			
	民間 受 付									4	4	20	26	17	40	21	34	45	14	37	51	54	64	55	48	44	31	21	30	38		
	計	39	45	47	58	117	90	110	64	123	110	152	82	80	43	70	51	31	52	66	70	76	63	58	67	57	39	51	40			
合 計	市 受 付	3506	4963	3713	3081	3455	3141	2453	585	579	510	518	395	374	230	186	36	96	108	95	109	81	47	45	67	101	65	54	27			
	民間 受 付	0	0	0	0	0	0	0	1292	1452	1455	1449	1255	1142	1174	1263	1547	2697	2846	2473	2430	2192	2120	1929	1647	1634	1675	1345	1220			
	計	3506	4963	3713	3081	3455	3141	2453	1877	2031	1965	1967	1650	1516	1404	1449	1583	2793	2954	2568	2539	2273	2167	1974	1714	1735	1740	1399	1247			
計 画 通 知 受 付 件 数			13	91	155	64	63	101	67	38	29	36	42	25	19	24	13	13	40	158	132	55	91	90	28	21	25	15	13	9		
許 可 申 請 受 付 件 数			69	80	89	101	85	78	65	36	43	64	60	68	71	44	44	95	112	150	135	114	142	87	56	44	42	37	35	38		

■ 工種別用途別確認申請受付件数（年度別）

※民間機関受付件数については、市に報告された日に受付されたものとして集計しています。

年度 項目		S50	60	H元	10	15	20	25	26	27	28	29	30	R元	R 2	R 3	R 4	R5
建築確認申請件数		4,900	2,992	3,286	2,316	1,790	1,408	2,869	2,459	2,425	2,172	2,070	1,897	1,623	1,652	1,687	1,323	1,186
新 築	住 宅 （併用住宅）	2,970 (279)	1,684 (121)	1,902 (134)	1,229 (37)	1,036 (21)	870 (11)	1,996 (42)	1,731 (46)	1,746 (26)	1,506 (23)	1,559 (24)	1,417 (16)	1,256 (12)	1,237 (21)	1,340 (13)	999 (10)	930 (9)
	共同住宅 長屋	87	128	212	154	137	104	205	186	143	177	137	92	63	56	56	73	61
	その他の建築物	634	550	693	208	151	119	199	198	188	171	139	160	110	139	113	106	78
	計	3,691	2,362	2,807	1,591	1,324	1,093	2,400	2,115	2,077	1,854	1,835	1,669	1,429	1,432	1,509	1,178	1,069
	増	784 (138)	489 (58)	375 (37)	365 (24)	265 (12)	185 (7)	331 (10)	238 (9)	231 (11)	193 (9)	154 (9)	150 (4)	115 (3)	123 (5)	107 (4)	86 (4)	69 (3)
改 築	共同住宅 長屋	3	6	4	7	4	0	3	5	3	1	2	0	0	3	0	0	1
	その他の建築物	182	84	85	145	106	106	116	87	97	101	71	66	68	89	63	54	42
	計	969	579	464	517	375	291	450	330	331	295	227	216	183	215	170	140	112
	改	199 (32)	34 (5)	12 (1)	171 (8)	75 (4)	14 (2)	3 (0)	2 (1)	4 (1)	12 (1)	2 (0)	4 (2)	2 (0)	2 (0)	2 (0)	0 (0)	1 (0)
	共同住宅 長屋	1	2	0	15	4	1	0		1	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	その他の建築物	40	15	3	22	12	9	16	12	12	11	6	8	9	3	6	5	4
	計	240	51	15	208	91	24	19	14	17	23	8	12	11	5	8	5	5
	住 宅 （併用住宅）	3,953 (449)	2,207 (184)	2,289 (172)	1,765 (69)	1,376 (37)	1,069 (20)	2,330 (52)	1,971 (56)	1,981 (38)	1,711 (33)	1,715 (33)	1,571 (22)	1,373 (15)	1,358 (26)	1,449 (17)	1,085 (14)	1,000 (12)
	共同住宅 長屋	91	136	216	176	145	105	208	191	147	178	139	92	63	59	56	73	62
	その他の建築物	856	649	781	375	269	234	331	297	297	283	216	234	187	231	182	165	124
	計	4,900	2,992	3,286	2,316	1,790	1,408	2,869	2,459	2,425	2,172	2,070	1,897	1,623	1,652	1,687	1,323	1,186
対前年増減 （比率％）				11 100.34	△ 81 96.62	△ 54 89.23	△ 105 93.06	1,358 189.87	△ 410 85.71	△ 34 98.62	△ 287 89.57	△ 102 95.30	△ 173 91.64	△ 274 85.56	29 101.79	35 102.12	△ 364 78.42	△ 137 89.64

■ 地区別用途別確認申請受付件数及び床面積(令和5年度)

※民間機関受付件数については、市に報告された日に受付されたものとして集計しています。

地区名		専用住宅				共同住宅・長屋				併用住宅				その他の建築物				合計			
		新築	増築	改築	計	新築	増築	改築	計	新築	増築	改築	計	新築	増築	改築	計	新築	増築	改築	計
平	件数	263	23	0	286	18	1	0	19	3	0	0	3	17	6	1	24	301	30	1	332
	面積	30,355	2,021	0	32,376	6,065	69	0	6,134	602	0	0	602	4,152	664	444	5,260	41,174	2,754	444	44,372
小名浜	件数	284	8	0	292	22	0	0	22	5	1	0	6	22	9	1	32	333	18	1	352
	面積	31,709	564	0	32,273	9,258	0	0	9,258	771	158	0	929	15,468	4,524	1,900	21,892	57,206	5,246	1,900	64,352
勿来	件数	156	12	0	168	1	0	0	1	0	0	0	0	16	8	1	25	173	20	1	194
	面積	17,410	943	0	18,353	429	0	0	429	0	0	0	0	6,009	2,138	313	8,460	23,848	3,081	313	27,242
常磐	件数	65	9	1	75	1	0	0	1	0	1	0	1	4	9	0	13	70	19	1	90
	面積	7,595	1,123	105	8,823	307	0	0	307	0	86	0	86	2,111	14,255	0	16,366	10,013	15,464	105	25,582
内郷	件数	65	3	0	68	14	0	0	14	1	0	0	1	8	2	0	10	88	5	0	93
	面積	7,495	345	0	7,840	4,114	0	0	4,114	128	0	0	128	5,723	131	0	5,854	17,460	476	0	17,936
四倉	件数	36	5	0	41	3	0	0	3	0	0	0	0	3	2	0	5	42	7	0	49
	面積	4,290	947	0	5,237	1,209	0	0	1,209	0	0	0	0	694	378	0	1,072	6,193	1,325	0	7,518
遠野	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小川	件数	2	2	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	3	2	0	5
	面積	209	26	0	235	0	0	0	0	0	0	0	0	21	0	0	21	230	26	0	256
好間	件数	34	3	0	37	2	0	0	2	0	0	0	0	7	6	1	14	43	9	1	53
	面積	3,556	169	0	3,725	911	0	0	911	0	0	0	0	6,804	532	1,232	8,568	11,271	701	1,232	13,204
三和	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
田人	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
川前	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
久之浜	件数	16	1	0	17	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	16	2	0	18
	面積	1,732	18	0	1,750	0	0	0	0	0	83	0	83	0	0	0	0	1,732	101	0	1,833
大久	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	面積	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	件数	921	66	1	988	61	1	0	62	9	3	0	12	78	42	4	124	1,069	112	5	1,186
	面積	104,351	6,156	105	110,612	22,293	69	0	22,362	1,501	327	0	1,828	40,982	22,622	3,889	67,493	169,127	29,174	3,994	202,295

■事業等別手続き等件数一覧(令和5年度)

事業等区分	手続き等	件数等
ゆとりの道路整備事業	事前協議件数	55 件
道路位置指定	位置指定件数	9 件
	位置指定延長	369.24 m
人にやさしいまちづくり条例	届出件数	23 件
都市の低炭素化の促進に関する法律	計画認定	3 件
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	計画認定	15 件
中高層建築物指導要綱	届出件数	25 件
携帯電話基地局等指導要綱	届出件数	0 件

■定期報告状況(令和5年度)

種別	対象件数	報告件数	報告率
建築物	113	100	88.50%
防火設備	177	98	55.38%
昇降機	1057	979	92.62%

■建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 届出件数(令和5年度)

	届出書	通知書	合計
建築物の解体	505	14	519
建築物の新築・増築・修繕・模様替(リフォーム)	48	5	53
建築物以外の工事(土木工事等)	164	124	288
合 計	717	143	860

■ いわき市建築協定一覧表

令和6年4月1日現在

建 築 協 定 名	認可年月日	変更年月日	区画数	面積(m ²)
1 いわき市中央台飯野一丁目	S57. 9.20		563	173,370
2 いわき市洋向台	S58.12.21		818	476,474
3 いわき市中央台飯野二丁目	S59. 7.28		358	113,735
4 ニュータウン石森	S60.10. 8		587	193,341
5 浅貝団地	S61. 8.20		72	20,807
6 いわき市中央台飯野三丁目第一地区	S62. 9.25		58	17,329
7 クリーンヒルズ湯本	S63. 4.19		134	37,876
8 南ヶ丘団地	S63.11. 1		55	21,863
9 いわき市中央台鹿島一丁目	S63.12.26		616	198,185
10 パークタウンあかり野	H元. 6.26		74	22,667
11 いわき市湘南台	H元.12.22	H 8.10.24	421	120,824
12 ガーデントOWN桜井	H 3. 9.11		92	37,435
13 スパタウン草木台	H 3. 9.18		482	204,038
14 いわき市中央台鹿島三丁目A・B地区	H 4. 8.27		512	197,700
15 いわき市中央台鹿島三丁目C・D地区	H 4. 8.27		58	18,400
16 檜タウン西橋本	H 4.10.27	H 6.10. 4	47	10,829
17 いわき南台一丁目第1地区	H 4.11.13		147	37,451
18 いわき市中央台鹿島2丁目A・B地区	H 5.11. 4		391	123,300
19 いわきニュータウン業務地区	H 5.11. 4	H23.7.25	16	59,141
20 ガーデントOWN宝海	H 5.12. 2		75	19,071
21 いわき南台一丁目第2地区	H 5.12. 8		166	59,429
22 いわき南台二丁目第1地区	H 6.11. 2		103	31,271
23 いわきニュータウン鹿島サブセンター地区	H 6.12. 7	H31.1.9	10	8,774
24 いわき市中央台鹿島木のまち地区	H 7. 1.25		49	14,000
25 いわき南台二丁目第2地区	H 7. 9.14		92	23,989
26 いわき市中央台高久三丁目第一地区	H 8. 7.30		118	35,282
27 平南台第一工区	H 9. 4.24		242	87,527
28 いわき市中央台高久三丁目第二地区	H 9. 6. 9		129	40,782
29 いわき市中央台高久三丁目第三地区	H 9.10.22		97	33,274
30 平南台第二、第三工区	H10. 3. 4		193	65,140
31 いわき市中央台高久三丁目第四地区	H10. 5.28		164	53,588
32 平成ニュータウン第一地区	H10. 7.28		99	24,481
33 いわきタウンズヴィル第一協定区	H10.12. 9		127	34,510
34 いわきタウンズヴィル第二協定区	H11. 3. 2		130	35,068
35 平成ニュータウン第二地区	H11. 3.15		33	8,024
36 いわき市中央台高久二丁目	H11. 5.24		167	48,993
37 いわき市中央台飯野三丁目第二地区・飯野四丁目	H11. 5.24		196	60,988
38 平成ニュータウン第三地区	H11. 5.25		171	41,234
39 ビラージュ白鳥(第一工区)	H11. 7.29		44	9,220
40 ビラージュ白鳥(第二工区)	H12. 5.15		58	13,498
41 平成ニュータウン第四地区	H12.11. 9		8	3,511
42 いわき市中央台高久一丁目第一地区	H15. 5.21		241	74,734
43 いわきタウンズヴィル第三協定区	H15. 9.12		239	64,990
44 いわき市中央台高久一丁目第二地区	H19. 5. 9		110	31,298
45 いわき市中央台高久四丁目地区	H22.4.27		178	49,000
46 いわき市中央台高久二丁目第二地区	R3.3.23		90	24,138

■ <参考>いわき市を業務区域としている指定確認検査機関

(令和6年4月1日現在 日本建築行政会議HPより)

No.	機 関 名 称	指 定 区 分
1	(一財)日本建築センター	国土交通大臣
2	日本ERI(株)	
3	(株)東日本住宅評価センター	
4	ハウスプラス確認検査(株)	
5	(株)都市居住評価センター	
6	(一財)ベターリビング	
7	ビューローベリタスジャパン(株)	
8	(株)住宅性能評価センター	
9	(株)国際確認検査センター	
10	(株)ジェイ・イー・サポート	
11	日本建築検査協会(株)	
12	SBIアーキクオリティ(株)	
13	(株)グッド・アイズ建築検査機構	
14	日本建物評価機構(株)	
15	AI確認検査センター(株)	
16	アウェイ建築評価ネット(株)	
17	(株)東京建築検査機構	
18	(株)J建築検査センター	
19	日本確認センター(株)	
20	(株)建築検査機構	東北地方整備局
21	(株)東北建築センター	
22	(一財)ふくしま建築住宅センター	福島県知事

■ <参考>福島県指定構造計算適合性判定機関(10,000㎡以下)

(令和6年4月1日現在)

No.	機 関 名 称
1	(一財)福島県建築安全機構
2	(株)建築構造センター
3	(株)グッド・アイズ建築検査機構

■ <参考>いわき市を業務区域としている

登録建築物エネルギー消費性能判定機関

(令和6年4月1日現在)

No.	機 関 名 称	登 録 区 分
1	(株)都市居住評価センター	国土交通大臣
2	(一財)ベターリビング	
3	日本建物評価機構(株)	
4	日本ERI(株)	
5	(一財)日本建築センター	
6	(株)東京建築検査機構	
7	(株)J建築検査センター	
8	ハウスプラス確認検査(株)	
9	(株)西日本住宅評価センター	
10	(株)住宅性能評価センター	
11	(株)建築構造センター	
12	(株)グッド・アイズ建築検査機構	
13	(株)確認サービス	
14	ビューローベリタスジャパン(株)	
15	日本建築検査協会(株)	
16	(株)東日本住宅評価センター	
17	アウェイ建築評価ネット(株)	
18	(株)ジェイ・イー・サポート	
19	(株)国際確認検査センター	
20	(株)ハウスジーマン	
21	AI確認検査センター(株)	
22	日本確認センター(株)	
23	(株)ERIソリューション	
24	建築検査機構(株)	
25	関西住宅品質保証(株)	
26	(株)評価審査機構	
27	(株)住宅あんしん保証	
28	(一財)ふくしま建築住宅センター	東北地方整備局
29	(株)東北建築センター	